

★ 2019年10月1日から /

保育所・認定こども園(保育部分)用

幼稚園・保育所・認定こども園等の 利用料が無償化されます!



◆ 保育料の無償化

子どものための教育・保育給付支給認定を受けて、保育所や認定こども園の保育部分に通っている3歳児クラス～5歳児クラスまでのお子さまと、0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さまの保育料が10月1日から無償化されます。

給食費や通園送迎費などの実費徴収部分については、一部を除き無償化の対象ではありませんのでご注意ください。

※以下は、保育料が無償化される方のみ対象です。

◆ 給食費について

これまで、保育部分に通うお子さまについては、私立の認定こども園・地域型保育事業所を除き、給食費のうち副食費部分を保育料の一部として稲敷市が徴収し、施設に支払っていましたが、無償化後は、施設に直接お支払いしていただくこととなります。なお、一部副食費が免除になる世帯があります。下部をご確認ください。

一ヶ月の給食費(主食・副食)の金額や徴収方法については、施設毎に異なります。現在通園中の施設へご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

◆ 副食費の免除について

給食費のうち、おかずや牛乳などの副食にあたる部分の費用について以下の世帯が免除されます。

- ◆ 年収360万円未満相当の世帯の子ども ⇒ 全員
- ◆ それ以外の世帯の子ども ⇒ 就学前の子どもから数えて第3子目以降に当たる子ども



※保育料が無償化・副食費が免除となる子どもあてに
学務管理課より各通知を発送する予定です。



【お問合せ】
稲敷市役所学務管理課
TEL : 029-892-2000